

農地転用に係る市街化区域4・5条の届出に添付する書類

- 提出、受理通知書（**副**届出書）受け渡しは葉山町役場内事務局窓口のみです
- 届出書は、**正**・**副**2部を提出してください。

添付書類は、正には全て原本を、副に4と5のコピーを添付してください。

添付書類

1 必ず提出していただく書類

- (1) 土地の登記全部事項証明書（法務局で発行されたもの。インターネットで取得されたものは不可）
- (2) 公図（該当地番を表示してください。インターネットで取得されたものは不可）
- (3) 案内図（住宅地図に場所を明示してください。）
- (4) 現状の写真（場所を明示し、必要に応じて多方面から撮影してください）

2 必要に応じて添付する書類

- (1) 法人の商業登記簿（4条は届出者が、5条は譲渡人または譲受人が法人の場合に添付。法人名だけでなく代表者氏名もご記入ください。資格証明でもかまいません。）
- (2) 住民票（5条届出における譲受人が葉山町に住所がない場合に添付。また、土地の登記全部事項証明書に記載されている所有者の住所が、現住所と異なる場合は、届出の内容を問わず、添付してください）
- (3) 建物の構造と種類、各階の面積、合計延面積が分かるもの（建築をする場合）
- (4) 相続人であることを示す戸籍謄本 遺産分割協議書（相続が発生している場合）
- (5) 配置図（転用目的が駐車場や資材置場の場合）
- (6) 委任状（窓口に来られる方が、届出者と異なる場合。5条届出の場合、譲渡人、譲受人両方必要）
- (7) その他、農業委員会が必要としたもの

- * 添付書類は、届出日より3ヶ月以内のものを提出ください。
- * 事業・工事等は、必ず受理通知書を受け取った後、着手してください。
- * 地目変更登記等、法務局の手続きは速やかに行ってください。
- * 来庁される日を事前に電話等でお知らせいただくよう、お願いします。
- * 問い合わせは、葉山町農業委員会事務局 電話 046-876-1111 内線 371